

東温市 介護予防・日常生活支援総合事業における

訪問型・通所型サービス運営マニュアル

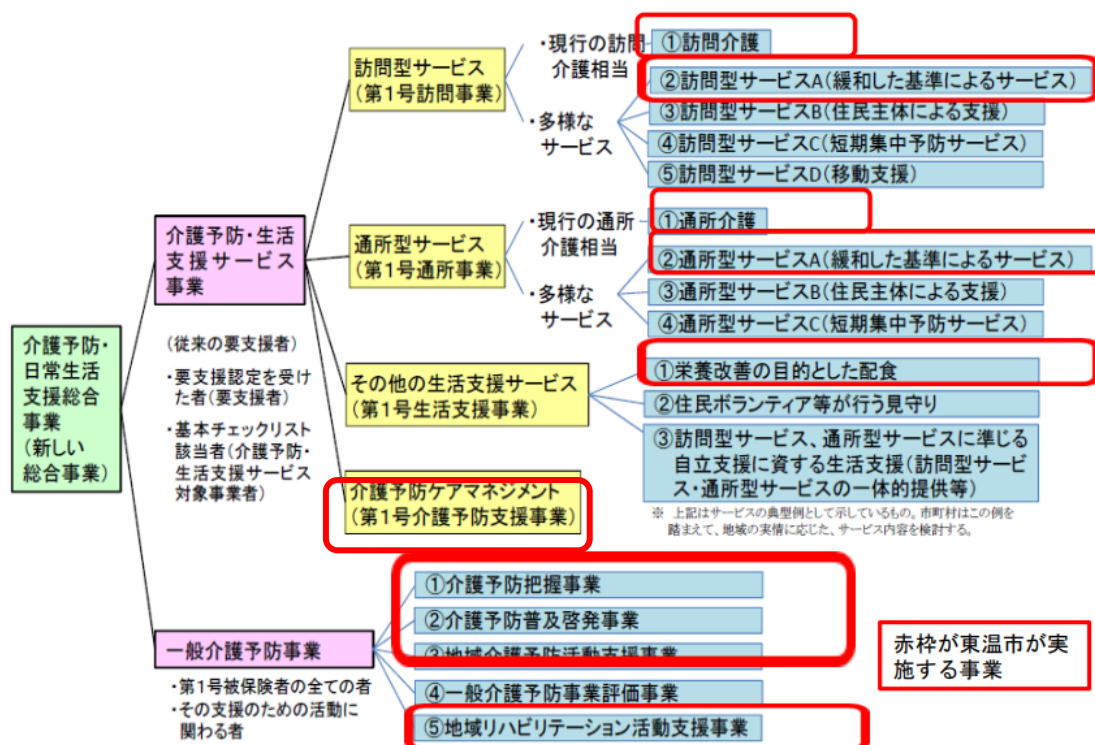
令和6年12月

東温市市民福祉部長寿介護課

1 訪問型サービス・通所型サービスの概要

(1) 訪問型サービス・通所型サービスについて

介護保険制度の改正により、「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」という。）が創設され、これまで全国一律の基準で実施されていた「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が、市町村が実施する新しい総合事業に移行しました。



東温市の訪問型サービス、通所型サービスについては、下記表のとおり実施しています。

区分		事業
訪問型サービス	現行の訪問介護相当	介護予防訪問介護相当サービス
	多様なサービス	訪問型サービスA （緩和した基準によるサービス）
通所型サービス	現行の通所介護相当	介護予防通所介護相当サービス
	多様なサービス	通所型サービスA （緩和した基準によるサービス）
その他の生活支援サービス		栄養改善・見守り配食事業
介護予防ケアマネジメント		ケアマネジメントA

(2) 訪問型サービス、通所型サービスの対象者

- ① 「要支援1」又は「要支援2」の認定を受けた人
- ② 基本チェックリストにより「事業対象者」と確認された人
 - ※初めてサービス利用を希望する人などは、要介護認定申請を案内します。
 - ※「事業対象者」の有効期間は12か月とし、更新の手続きは有効期間満了日の30日前からとします。

(3) 支給限度額

指定事業者によるサービスを利用する場合は給付管理を実施します。

要支援者がサービス事業を利用する場合、予防給付の利用限度額の範囲内で給付とサービス事業を一体的に給付管理を行います。

対象者区分	支給限度額	対象サービス
事業対象者	5,032 単位 ※	サービス事業のうち、指定事業者によるサービス
要支援 1	5,032 単位 ※	①予防給付のサービス ②サービス事業のうち、指定事業者によるサービス
要支援 2	10,531 単位 ※	①予防給付のサービス ②サービス事業のうち、指定事業者によるサービス

※令和 6 年度の単位数

(4) 訪問型サービス・通所型サービスの定義

訪問型サービスとは、介護保険法第 115 条の 45 第 1 号イに規定するサービス「第 1 号訪問事業」をいい、通所型サービスとは、介護保険法第 115 条の 45 第 1 号ロに規定するサービス「第 1 号通所事業」をいいます。

(5) 訪問型サービス・通所型サービスの種類

東温市においては、予防給付に相当するサービスはそのままの形でサービス事業に移行し、多様なサービスとしてサービス A（緩和した基準によるサービス）を追加します。

① 訪問型サービス

	介護予防訪問介護相当サービス	訪問型サービス A
対象者	・身体介護が必要な人 ・専門職による支援が必要な人	・生活援助が必要だが身体介護が不要な人 ・状態が安定しており、必ずしも専門的な支援を必要としない人
サービスの 内容	ホームヘルパー（有資格者）が訪問し、身体介護や生活援助を行う	ホームヘルパー等（市指定研修修了者含む）が訪問し、生活援助サービスを行う
	●身体介護 入浴介助等	
	●生活援助 掃除、買い物、調理等	●生活援助 掃除、買い物等
単位数等	サービスコード表をご確認ください	

② 通所型サービス

	介護予防通所介護相当サービス	通所型サービス A
対象者	・身体介護が必要な人 ・専門職による体調管理や機能訓練が必要な人	・身体介護が不要な人 ・状態が安定しており、必ずしも専門的な支援を必要としない人
サービスの 内容	通所介護施設での食事や入浴などの日常生活上の支援や生活機能の維持向上のための機能訓練等を日帰りで提供する	通所介護施設等で日帰りでレクリエーション、食事、入浴等を行う
	●身体介護 入浴、排せつ、食事の介助等	
	●機能訓練（リハビリ）等	
	●レクリエーション等	●レクリエーション等
単位数等	サービスコード表をご確認ください	

(6) サービスA（緩和した基準によるサービス）について

訪問型サービスAについては、「身体介護を行わないこと」及び「訪問介護員等以外（市指定研修修了者）によるサービス提供も可能」が特徴であり、それに係る基準を緩和しています。なお、介護予防訪問介護相当サービスと訪問型サービスAの併用はできません。

通所型サービスAについては、「身体介護、個別の機能訓練を行わないこと」が特徴であり、それに係る基準を緩和しています。なお、介護予防通所介護相当サービスと通所型サービスAの併用はできません。

2 基準

(1) 人員、設備、運営等に関する基準

介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービスに係る基準は、「介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年3月15日厚生労働省告示第84号）」をご参考ください。

サービスAについては下記のとおりとします。

訪問型サービスA	
人員基準 ※業務に支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能	◆管理者 専従1以上 ◆従事者 1以上 (介護福祉士、介護職員初任者研修修了者、市指定研修修了者) ◆訪問事業責任者 1以上
設備基準	事業の運営に必要な広さを有する専用区画必要な設備、備品
運営基準	・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・勤務体制の確保 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持 ・健康状態の管理 ・秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等
通所型サービスA	
人員基準 ※業務に支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能	◆管理者 専従1以上 ◆従事者 15人まで 1以上 15人超 :15人を超えた部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上
設備基準	食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上）静養室、事務室 消火設備その他の非常災害に必要な設備必要なその他の設備・備品
運営基準	・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従業者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等

※記録の保存年限は5年とします。

(1) 訪問型サービス・通所型サービスのみを利用する場合のフロー

